



平成 19 年 7 月 12 日

各 位

上場会社名 **日 特 建 設 株 式 会 社**  
代 表 者 名 代表取締役社長 中 森 保  
コード番号 1 9 2 9 ( 東証第 1 部 )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 緑 川 精 一  
( 電 話 番 号 ) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 2 6

## 社内調査委員会最終報告について

当社取締役会は本日、平成 19 年 6 月 27 日付で公表いたしました「業績に影響を与える事象の発生と社内調査報告及び外部調査委員会の設置について」に関し、社内調査委員会より別紙の通り社内調査最終報告を受領しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 経緯

当社の連結子会社である株式会社ハイテクリース(以下、「ハイテクリース」といいます。)の取締役(以下「当該取締役」といいます。)から、ハイテクリースにおいて、平成 8 年度頃より、リース資産の過大計上が行われていた旨の報告を受け、緊急に不適切な会計処理の有無を調査するため、社内調査委員会を立ち上げました。

社内調査委員会(委員長:現社長中森保)は、ZEC00 パートナーズ共同事務所(公認会計士:竹原相光)及び三井法律事務所(弁護士:大塚和成)をアドバイザーとして起用して調査を開始しました。

#### 2. 社内調査委員会の役割、調査対象年度及び調査内容

##### (1) 社内調査委員会の役割

社内調査委員会の役割は、以下の項目について調査・検討を行い、取締役会に報告することです。

- 不適切な会計処理の内容の把握
- 不適切な会計処理に至った原因及びその動機の解明
- 不適切な会計処理の関与者の把握(責任の所在の解明)
- リース資産以外の資産等の検討
- 関係者の処分案の策定
- 再発防止策(改善措置)の策定

##### (2) 調査対象年度

当該取締役によると、平成 8 年度から平成 19 年 3 月末までの間において不適切な会計処理がなされていたとのことですが、平成 13 年 3 月 31 日以前につきましては、リ

リース資産管理システムの入れ替えが平成 14 年 3 月期であり、それ以前のリース資産台帳に一部欠落する部分があったことから、平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月末までといたしました。

また、リース資産管理システムのバックアップ・ファイルから復元できたデータは各年度末のデータであったことから、月次のフロー・データでなく、年度末のストック・データのみを調査対象とせざるをえませんでした。

### (3) 調査内容

社内調査チームは、経営企画室企画部、管理本部情報システム部及び総務部を中心としたメンバーと三井法律事務所及び ZEC00 パートナース共同事務所の共同チームにより、以下のような調査を行いました。

#### 【ハイテクリース】

- 関係者へのインタビュー
- 会計帳簿の収集、分析
- リース資産管理台帳の収集、分析
- 当該取締役のメールの分析

#### 【緑興産】

- 会計帳簿の収集、分析

## 3. 不適切な会計処理の概要

### (1) 不適切な会計処理の内容

- リース資産の除却処理が未処理によるリース資産の過大計上
- リース資産の残価を過大に設定したことによる減価償却費の過小計上及びリース資産の過大計上
- 架空リース資産及び架空売上の計上

### (2) 不適切な会計処理の実施額

平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月期のハイテクリースにおける不適切な会計処理の実施額が当社の連結財務諸表上の税金等調整前当期純利益又は純損失及びリース資産（固定資産）残高に与える影響額は次のとおりであります。

（単位；千円）

	リース資産の除却漏れ 及び残価調整 (注 1)	架空売上 (注 1)	リース資産残高 (注 2)
平成 14 年 3 月期	424,455	-	424,455
平成 15 年 3 月期	184,790	-	609,245
平成 16 年 3 月期	87,204	241,689	938,138
平成 17 年 3 月期	142,805	250,000	1,045,333
平成 18 年 3 月期	19,665	-	1,025,668
平成 19 年 3 月期	30,876	-	994,792

(注 1) は損失を意味します。

(注 2) は資産の減少を意味します。

### (3) 不適切な会計処理の関与者

調査の結果、かかる不適切な会計処理は、ハイテクリースの当該取締役が単独で行ったものであり、当社による組織的関与の事実は認められませんでした。

(4) 不適切な会計処理の発生原因

当初は、単純なリース資産の除却損の計上漏れ及び残価の設定方法について過誤であると考えた当該取締役が、独断で修正を加えていったものです。決算時期に事務処理ミスが散在していたので、当該取締役はそれらを時間のある限りリース資産管理システムで除却処理や適切な残価を再入力し、修正しました。しかし、この修正結果が当社及び前代表取締役へ報告済みの損益に対して影響してしまうことになるので、その修正結果に相当する金額をリース資産として計上し、損益に影響させない処理が行われました。

(5) 不適切な会計処理の動機

年次・月次予算達成との関係

年間予算の作成は、前年の実績ベースを基礎として作成されており、その前年実績は適切な除却処理及び適切な残価設定を行っていないベースでの減価償却費を反映している不適切な数値から成り立っております。よって、除却漏れ等を修正して適切な会計処理を実施すると作成した予算とはかけ離れたものになってしまうので、前代表取締役からの業績に対する過酷なプレッシャー - の中、当該取締役はこのような適切な会計処理を行い、予算とかけ離れた決算を行う環境になかったといえます。

歪んだ責任感とコンプライアンス意識の欠如

当該取締役は、ハイテクリースの No.2 の立場にあり、権限が集中し且つ監査体制が十分に機能していなかったため、不適切な会計処理の内容は、管理全般を担っていた当該取締役一人が知る立場にありました。このような環境下で、当該取締役は、不適切な会計処理の影響額の大きさから、これが明るみに出るとハイテクリースや親会社である当社に大きな迷惑をかけると、一人思い悩み、いわば歪んだ責任感から、ハイテクリースや当社に影響が生じないように、隠蔽を行おうとしたものであります。

個人的及び組織的な着服の有無

調査の結果不適切な会計処理による個人的および組織的な金銭の着服は認められませんでした。

(6) 発見出来なかった理由及び事務処理ミスが発生した理由

発見できなかった理由

- ・日特グループのコーポレートガバナンスの欠如
- ・ハイテクリース取締役会の機能不全
- ・日特建設の連結子会社への監査等のチェック機能不足
- ・当該取締役への業務・権限の集中
- ・前代表取締役との関係

事務処理ミスが発生した理由

- ・事務担当者へのリース資産管理システム操作の教育不足
- ・事務担当者への会計に関する教育不足

4. 不適切な会計処理により変更した会計処理

(1) 平成 16 年 3 月期に係る配当

ハイテクリースについて、平成 16 年 3 月期の決算を迎えるに当たって、日特建設との吸収合併や事業譲渡を検討した結果、「設立当初の目的である当社関連の建設機械・OA 機器リースを中心とした規模での事業継続」とすることとしました。ハイテクリースはそれまでに 1,472 百万円もの純資産残高となっておりますが、事業戦略の見直しにより内部留保は不要であると判断し、親会社である日特建設に配当させることが決定されました。

その際、ハイテクリースには配当相当額の現金預金が存在しなかったため、日特建設から借入を行い、配当の支払いを実施しました。

今回の不適切な会計処理により計算書類等の修正を要することになり、当時のハイテクリースには配当可能利益がなく、配当に関する利益処分案の承認決議は法令違反の無効な決議となり、当該配当は違法配当（いわゆる、蝸配当）となります。

そこで、この場合、配当を受けた株主は会社に対して不当利得返還義務を負うこととなります（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 30 条・民法 703 条、会社法 462 条 1 項参照）。

そこで、日特建設としては、平成 16 年 9 月期に遡って受取配当金を返還する処理をする必要が生じることになります。ただし、連結財務諸表上では、この配当の戻しによる損益への影響はありませんが、当該配当が無効になることにより、日特建設としては当時支払った仮払源泉税、ハイテクリースとしては預かり源泉税が未払税金、未収税金となり、それに伴う還付加算金、延滞金が発生しました。

(2) 保養所施設に対する減損

ハイテクリースは保養所としてリゾートマンションを保有しておりましたが、今回の不適切な会計処理により、福利厚生施設は早期に売却する計画となった関係で、早期売却可能価額まで減損させることとしました。

(3) 役員退職慰労引当金の取り消し

当社及び連結子会社は、当該不適切な会計処理が発覚する前の平成 19 年 3 月期に役員退職慰労引当金として、連結財務諸表で 397 百万円、財務諸表で 388 百万円計上しておりました。

しかしながら、今回の不適切な会計処理の発覚に伴い、役員退職慰労引当金を取り消すことにしました。

5. 会計に関する最終報告

(1) ハイテクリース

インタビュー結果

当該取締役、現代表取締役、前代表取締役のインタビューにおいて、当該取締役のみが不適切な会計処理に関与していた事実が確認されました。

会計帳簿の収集、分析及びリース資産管理台帳の収集分析

収集、分析結果は「別紙第 3（不適切な会計処理の内容並びに発生原因及び発見できなかった理由）」に記載された内容が確認されました。

#### 当該取締役のメールの分析

ハイテクリースは、当社と切り離された別のネットワークを構築しており、構築業者に送受信記録の採取を依頼しましたが、接続装置が古く採取の手段がないことが判明したため記録取得作業を断念しました。

#### (2) 緑興産

会計帳簿の収集、分析

会計帳簿の収集、分析の結果、不適切な会計処理は見受けられませんでした。

#### (3) 結論

上記の結果、連結財務諸表、財務諸表に与える影響額は別紙添付資料（17頁）のとおりであります。

別紙添付資料（17頁）の内容に基づき会計監査再監査を受けており、適正な連結財務諸表、財務諸表に訂正されております。

### 6. 関係者の処分

社内調査委員会は、このたびの不適切な会計処理の発覚により失った社会の信頼を取戻すためには、関与者を厳正に処分することは勿論のこととして、経営トップが、過年度にわたる不正を発見することができなかった経営責任を明確にすることにより、自らの襟を正し、コンプライアンス重視の姿勢を示して内部統制の基礎的要素である統制環境を再構築することが、最も重要と考え下記処分案が示されております。

#### (1) 処分案

##### 関与者の処分

この度の不適切な会計処理を行ったハイテクリース当該取締役は、取締役を解任の上懲戒解雇が相当であります。

なお、当該取締役は、すでに、平成19年6月30日付けで取締役を解任の上、懲戒解雇となっております。

#### ハイテクリース役員監督・監視・監査責任

本件はハイテクリース当該取締役が単独で行ったものでありますが、会社の管理監督上の責任及び監査上の責任を明らかにするため、ハイテクリースの代表取締役（当時）に対し、辞任と退社を勧奨するのが相当であります。また、その他の全取締役及び監査役に対しても、辞任を勧奨するのが相当であります。

なお、代表取締役（当時）は、平成19年7月11日付けで代表取締役を辞任の上、退職しております。また、その他の全取締役、監査役も、同日付けで辞任しております。

#### 親会社である当社役員監督・監視・監査責任について

本件は、当社が組織ぐるみで行ったものではなく、連結子会社の取締役が単独で行った不祥事ではありますが、もとより、企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ内部統制）を構築することは当社取締役の責任であり、これを監査するのが監査役の責任であります。そこでかかる観点からの経営責任を明確化するため、以下の区分に従って処分するのが相当であると考えます。

##### ・代表取締役（当時）

当初、代表取締役の退任に伴い、退職慰労金を贈呈し、相談役に就任する予定でありましたが、今期の退職慰労金の贈呈は取りやめ、相談役就任の辞退を勧奨することが相当であります。

- ・常務取締役経営企画室担当（当時）

当初、代表取締役に就任する予定でしたが、これを取りやめ、取締役に降格するのが相当である。加えて、グループ会社の管理監督責任を明らかにするため、月額報酬の30%を3ヶ月間減額することが相当であります。

なお、同人は、自らの申し出により、平成19年6月28日付けで、代表取締役の就任を辞退し、取締役に降格しております。

- ・常務取締役管理本部長（当時）

当初、代表取締役に就任予定でしたが、これを取りやめるのが相当であります。加えて、決算報告書の作成責任を明らかにするため、月額報酬の20%を3ヶ月間減額することが相当であります。

- ・その他の取締役及び監査役の月額報酬の一部減額

取締役及び監査役の管理監督責任を明らかにするため、月額報酬の10%を3ヶ月間減額することが相当であります。

#### すでに当社グループを退社した役員に対する責任追及

すでに当社グループを退社した役員で、本件不適切な会計処理が行われた平成8年度以降当時に当社及びハイテクリースの役員であった者に対しても、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律78条・改正商法266条又は会社法423条に基づいて役員責任を追及することが考えられますが、このような旧役員の責任が認められるためには、会社に損害が発生していなければならないところ、現時点においては、本件不適切な会計処理に起因した損害の発生を認めることができません。すなわち、本件不適切な会計処理によっても、当社及びハイテクリースを含めたグループ会社の財産が流出したわけではありません。勿論、今回の社内調査に従事した役職員の人件費や調査を優先的に行ったために通常業務が滞ったであろうことも損害と言えなくはございませんが、仮に裁判となった場合に、これらが因果関係ある損害と認められるか否かについては、外部アドバイザーである三井法律事務所から、立証に相応の困難を伴うとの指摘を受けております。

さらに、旧役員に対する責任追及を行うかどうかにあたっては、法的責任が認められるか否かの観点以外にも、回収可能性や回収コスト（時間と費用）から、提訴等の手続きを行うことが相当といえるか否かの観点からの検討を行わなければなりません。この点、上記のとおり、損害額の立証が困難な中で、時間と費用をかけてまで責任追及のための手続きを進めることは、現時点では、当社の企業価値の維持・向上のためにプラスになるとは言い難いものと考えられます。

社内調査委員会からは、上記のとおり、関係者への処分が厳正に行われ、上記のとおり、現在の役員が、自ら襟を正すために経営責任を取ることを表明することとの引き換えに、すでに当社グループを退社した役員に対する責任追及を行うことは不相当との考えが示されております。

#### (2) 今後のスケジュール

上記処分案につきましては、今後、取締役会より、外部調査委員会にその妥当性を諮問することになります。その後、取締役会は、外部調査委員会の答申を最大限尊重して、処分を決定することになります。

## 7.再発防止策（改善措置）

社内調査委員会からは、不適切な会計処理の内容並びに発生原因及び発見出来なかった理由を踏まえ、以下のとおり、再発防止策（改善措置）の策定について提案がありました。

### （1）再発防止策（改善措置）の内容

当社は、内部統制システム、特に子会社の管理体制の強化充実に努める必要があると考えております。

具体的には、以下の(1)乃至(7)の具体的な施策を行う必要があります。

会社の内部監査強化

グループ会社を含めたヘルプラインの構築

子会社に派遣している役員に親会社取締役会への報告徹底

ITを含めた業務処理統制の確立

従業員に対する教育訓練の実施

当社と子会社のコミュニケーション強化

コンプライアンス指針と遵守運用の強化

### （2）今後のスケジュール

上記の再発防止策につきましても、今後、取締役会より、外部調査委員会にその妥当性を諮問することになります。

その後、取締役会は、外部調査委員会の答申を最大限尊重して、再発防止策の実施を決定し、実施することになります。

株主をはじめとしたステークホルダーの皆様にご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げます。

以 上

別紙

---

---

## 社内調査報告書

---

---

日特建設株式会社 社内調査委員会

2007年7月12日



# 社内調査報告書

平成 19 年 7 月 12 日

日特建設株式会社 取締役会 御中

社内調査委員会  
委員長 中 森 保

今般、当委員会は、日特建設株式会社（以下「当社」といいます。）の取締役会から当社連結子会社である株式会社ハイテクリース（以下、「ハイテクリース」といいます。）において、リース資産の過大計上に関する不適切な会計処理が行われたことについて調査を求められたことに対し、以下の通り、報告します。

## 第 1 経緯

### 1 特殊な会計処理の疑いが判明した経緯

当社は、中期経営計画実施の一環としてハイテクリースが保有するリース債権の売却等を検討する目的で、当該リース資産の調査を実施する過程において、当社常務取締役管理本部長 緑川精一及び執行役員 西村秀三が、ハイテクリースの経理担当取締役（平成 16 年 6 月のハイテクリース株主総会で取締役就任）である坂本圭司氏（以下「坂本氏」といいます。）から、平成 19 年 6 月 5 日、ハイテクリースにおいて、平成 8 年度ころより、リース資産の過大計上等を行っていた旨の申告を受けました。

### 2 本報告までの経緯

#### (1) 社内調査の開始

上記 1 のリース資産の過大計上等の疑義が判明したところで、当社は、先ずはその詳細の把握に努めるべく、会計の有識者（ZECO パートナーズ共同事務所）及び法律の有識者（三井法律事務所）とアドバイザー契約を締結し、これら有識者ととも当社に経営企画室企画部が中心となって社内調査チームを編成し、平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月期までを調査対象とし、全容の解明に努めました。

#### (2) 会計監査人への訪問

上記 1 のリース資産の過大計上等の疑義が判明したところで、社内調査チームは、平成 19 年 6 月 11 日、当社の会計監査人である監査法人保森会計事務所を訪問し、リース資産の過大計上等について説明をいたしました。また過年度提出済有価証券報告書（平成 14 年 3 月期から平成 18 年 3 月期）及び半期報告書（平成 17 年 3 月期から平成 19 年 3 月期）（以下、「過年度財務諸表等」という。）並びに平成 19 年 3 月期会社法単体及

び連結計算書類（以下「計算書類等」という。）<sup>1</sup>に訂正の必要性が生じた場合の再監査を要請したところ、了承する旨の回答を得ました。

### **(3) 社内調査委員会の発足**

相当程度の概要が明らかとなった段階である平成19年6月18日、当社経営会議において、正式に、社内調査委員会（委員長：代表取締役社長 中森保、当時は常務取締役）の発足を決定しました。

### **(4) 社内調査委員会の役割**

社内調査委員会の役割は、以下の項目について調査・検討を行い、取締役会に報告することです。

- 不適切な会計処理の内容の把握
- 不適切な会計処理に至った原因及びその動機の解明
- 不適切な会計処理の関与者の把握（責任の所在の解明）
- リース資産以外の資産等の検討
- 関係者の処分案の策定
- 再発防止策（改善措置）の策定

## **3 会計最終報告**

社内調査委員会は、平成19年6月25日開催の委員会において、上記(4)の役割事項のうち、乃至 についての結論を得ました。

その内容は、直ちに、委員長を通じて当社取締役会に報告されるとともに、同年7月1日付けで社内調査報告書（会計最終報告）にまとめられ、同日、取締役会及び監査法人保森会計事務所に提出されました。

## **4 会計監査人による適正意見**

当社は、平成19年3月31日終了の事業年度に係る計算書類及び連結計算書類に対し、平成19年6月27日、会計監査人である監査法人保森会計事務所から適正意見を受領しました。

また、過年度財務諸表等及び平成19年3月期の有価証券報告書に対し、平成19年7月4日、会計監査人である監査法人保森会計事務所から適正意見を受領しました。

## **5 適時開示**

平成19年7月5日に取締役会を開催し、適時開示書類の内容及び開示について決議を行い、下記の書類を開示いたしました。

---

<sup>1</sup> 会社法の連結計算書類及び計算書類等についてはいったん監査が終了し、平成19年5月18日付けで監査報告書は受領されております。

(訂正)平成14年3月期決算短信(連結)の訂正について  
 (訂正)平成15年3月期決算短信(連結)の訂正について  
 (訂正)平成16年3月期決算短信(連結)の訂正について  
 (訂正)平成17年3月期決算短信(連結)の訂正について  
     及び平成17年3月期個別財務諸表の概要の訂正について  
 (訂正)平成18年3月期決算短信(連結)  
     及び平成18年3月期個別財務諸表の概要の訂正について  
 (訂正)平成19年3月期決算短信の訂正について  
 (訂正)平成15年3月期中間決算短信(連結)の訂正について  
 (訂正)平成16年3月期中間決算短信(連結)の訂正について  
 (訂正)平成17年3月期中間決算短信(連結)の訂正について  
     及び平成17年3月期中間個別財務諸表の概要の訂正について  
 (訂正)平成18年3月期中間決算短信(連結)  
     及び平成18年3月期中間個別財務諸表の概要の訂正について  
 (訂正)平成19年3月期中間決算短信(連結)  
     及び平成19年3月期中間個別財務諸表の概要の訂正について  
 平成20年3月期の業績予想に関するお知らせ

## 6 報告

社内調査委員会は、会計最終報告後も適宜、補充の調査・検討を行うとともに、関係者の処分及び再発防止策について検討を続け、平成19年7月12日、最終の委員会を開催して本報告書を確定するに至っております。

### 第2 調査体制の概要

#### 1 社内調査委員会

##### (1) 社内調査委員会のメンバー構成

社内調査委員会のメンバーは以下のとおりです。

	現役職	氏名
委員長	代表取締役社長	中森 保
副委員長	取締役 事業本部長	藤井 輝彦
委員	常勤監査役	横山 省吾
委員	常務取締役 技術本部長	保科 幸二
委員	常務取締役 管理本部長 兼任 経営企画室担当	緑川 精一
委員	取締役 管理本部副本部長	丹羽 隆臣
委員	執行役員 事業本部副本部長	屋宮 康信

委員	執行役員 総務部長	西村 秀三
委員	経営企画室企画部長	和田 康夫
三井法律事務所	弁護士	大塚 和成
ZECOO パートナース 共同事務所	公認会計士	竹原 相光

## (2) 調査対象会社

- 株式会社ハイテクリース
- 緑興産株式会社<sup>2</sup>（以下「緑興産」という。）

## (3) 調査対象年度

坂本氏によると、平成 8 年度から平成 19 年 3 月末までの間において不適切な会計処理がなされていたとのことでありますが、平成 13 年 3 月 31 日以前につきましては、リース資産管理システムの入替えが平成 14 年 3 月期であり、それ以前のリース資産台帳に一部欠落する部分があったことから、平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月末までといたしました。

また、リース資産管理システムのバックアップ・ファイルから復元できたデータは各年度末のデータであったことから、月次のフロー・データでなく、年度末のストック・データのみを調査対象とせざるをえませんでした。

## (4) 調査方法

社内調査チームは、経営企画室企画部、管理本部情報システム部及び総務部を中心としたメンバーと三井法律事務所及び ZECOO パートナース共同事務所の共同チームにより、以下のような調査を行いました。

### 【ハイテクリース】

- 関係者へのインタビュー
  - 坂本氏
  - 現代表取締役
  - 前代表取締役
- 会計帳簿の収集、分析
  - 会計帳簿（総勘定元帳等）
  - 交際費の分析
  - 今回の不適切な会計処理による環境変化に対しての会計処理
  - リース債権の回収可能性の検討
  - ノン・コア不動産の評価の検討
- リース資産管理台帳の収集、分析

<sup>2</sup> ハイテクリースの前代表取締役社長が長年緑興産の取締役を兼務していた関係で、緑興産株式会社は今回の調査対象といたしました。

- 坂本氏のメールの分析

#### 【緑興産】

- 会計帳簿の収集、分析
  - 会計帳簿（総勘定元帳等）
  - 交際費の分析

## 2 外部調査委員会の体制（参考）

### (1) 外部調査委員会の役割

社内調査は、当社が自浄機能を有していることの証しとして、当社において自律的に行っているものでありますが、当社取締役会は、上記の不適切な会計処理が株主をはじめとしたステークホルダーの皆様にご迷惑をおかけしたことを受け、改めて、社内調査報告の内容のうち、関係者の処分及び再発防止策について、お手盛りになっていないか、身内に甘いものになっていないかを、外部の独立した有識者の立場から検証される必要があると考えました。

そこで、当社取締役会は、平成19年6月27日付で外部調査委員会の設置を決議し、社内調査報告により明らかとなった不適切な会計処理の内容及び原因を踏まえ、関係者の処分及び再発防止策の内容の適正性について検証を頂くとともに、有益な助言・指導を頂くべく、諮問することとしました。

なお、すでに第1回会議は開催され（同年7月4日）、同月19日に第2回会議が開催される予定です。

### (2) 外部調査委員会のメンバー（敬称略）

- 稲葉 威雄 弁護士・早稲田大学法科大学院教授、元広島高等裁判所長官
- 福本 修也 弁護士・元東京地方検察庁検事
- 黒須 静夫 公認会計士・インタック公認会計士共同事務所 代表構成員
- 佐藤 真良 公認会計士・東洋大学大学院経済学研究科客員教授

### (3) 外部調査委員会メンバーの選定

外部調査委員会のメンバーの選定に関しましては、公平性、透明性を期すために、社内調査委員会の外部アドバイザーから推薦していただき、取締役会の決議により、選任いたしました。なお、いずれの委員からも、就任承諾を賜っております。

### 第3 不適切な会計処理の内容並びに発生原因及び発見出来なかった理由

#### 1 不適切な会計処理の内容

##### (1) 不適切な会計処理の概要

不適切な会計処理の内容は、下記のとおりであります。

- ・ リース資産の除却処理が未処理によるリース資産の過大計上  
ハイテクリースの坂本氏より事務担当者への適切な指導がなかったがために、長年にわたって、リース資産管理システム上、リース契約が終了した物件等の売却処理（売上計上）と同時に行うべき除却処理（リース資産の帳簿価額のリース原価への振替処理）を実施していませんでした。その結果、リース資産残高がリース資産管理台帳に残っていることとなります。
- ・ リース資産の残価を過大に設定したことによる減価償却費の過小計上及びリース資産の過大計上  
同じく、ハイテクリースの事務担当者への適切な指導がなかったがために、リース契約締結時において、当該リース資産残価（リース契約終了時における見積処分価額）について適切な金額がリース資産管理システムに入力されていませんでした。例えば、リース資産（事務機等）残価が本来ゼロであるべきでしたが、税法で定められている取得原価の10%等適切でない残価の入力が行われておりました。この残価が過大に入力されていることにより、毎年の減価償却費が過小計上となり、結果的にリース資産が過大計上になってしまいました。
- ・ 架空リース資産及び架空売上の計上  
架空リース資産を計上することにより、架空リース収入・架空商品売上が計上しておりました。

会計処理の仕訳は、リース資産の計上に対し、帳簿価額の減額、減価償却費の減額、売上の計上と、いずれも単純な手続きで行われておりました。

##### (2) 不適切な会計処理の実施額

平成14年3月期から平成19年3月期のハイテクリースにおける不適切な会計処理の実施額が当社の連結財務諸表上の税金等調整前当期純利益又は純損失及びリース資産（固定資産）残高に与える影響額は次のとおりであります。

(単位；千円)

	リース資産の除却漏れ及び残価調整 (注1)	架空売上(注1)	リース資産残高 (注2)
平成14年3月期	424,455	-	424,455
平成15年3月期	184,790	-	609,245
平成16年3月期	87,204	241,689	938,138
平成17年3月期	142,805	250,000	1,045,333
平成18年3月期	19,665	-	1,025,668
平成19年3月期	30,876	-	994,792

(注1) は損失を意味します。

(注2) は資産の減少を意味します。

### (3) 不適切な会計処理の関与者

調査の結果、かかる不適切な会計処理は、ハイテクリースの坂本氏が単独で行ったものであり、当社による組織的関与の事実は認められませんでした。

## 2 不適切な会計処理の発生原因及び動機

### (1) 不適切な会計処理の発生原因

当初は、単純なリース資産の除却損の計上漏れ及び残価の設定方法について過誤であると考えた坂本氏が、独断で修正を加えていったものです。

すなわち、坂本氏は、期中は地方営業に回り、事務処理はその他の事務担当に任せられておりましたが、リース資産管理システムの中での除却処理等の操作に対する適切な指示がなされておらず、また事務担当者のリース資産の残価に対する会計的な理解が不足していたと考えられます。坂本氏は決算時期になると決算事務を行うために地方営業を一旦中止して帰京し、4月から5月の始めにおいて決算事務及び監査対応を行っておりました。

よって、決算時期に上記のような事務処理ミスが散在していたので、坂本氏はそれらを時間のある限りリース資産管理システムで除却処理や適切な残価を再入力し、修正しました。しかし、この修正結果が当社及び前代表取締役役に報告済みの損益に対して影響してしまうことになるので、その修正結果に相当する金額をリース資産として計上し、損益に影響させない処理が行われました。

### (2) 不適切な会計処理の動機

#### 年次・月次予算達成との関係

年間予算の作成は、前年の実績ベースを基礎として作成されており、その前年実績は適切な除却処理及び適切な残価設定を行っていないベースでの減価償却費を反映している不適切な数値から成り立っております。よって、除却漏れ等を修正して適切な会計処理を実施すると作成した予算とは乖離したものになってしまうので、前代表取締役から

の業績に対する過酷なプレッシャーの中、坂本氏としてはこのような適切な会計処理を行い、予算と乖離した決算を行う環境になかったといえます。

また、坂本氏が地方営業を行っている間においても、ハイテクリースは適切な除却処理及び適切な残価設定を行っていないベースでの減価償却費を基礎とした月次予算と実績の対比を親会社たる当社に報告しておりました。

よって、坂本氏は除却処理やリース資産の残価の入力ミスを修正すると提出済月次予算に影響を与えてしまうため、損益に影響を与えないようにこれらの修正を行ったものであります。

発覚を逃れる手法は、リース資産台帳の該当ページを抜き取るという単純な手法でした。

### **歪んだ責任感とコンプライアンス意識の欠如**

坂本氏は、ハイテクリースの経理担当取締役として、いわばNo.2の立場にあり、また後記3のとおり、権限が集中し且つ監査体制が十分に機能していなかったため、不適切な会計処理の内容を、一人で知る立場にありました。このような環境下で、坂本氏は、不適切な会計処理の影響額の大きさから、これが明るみに出るとハイテクリースや連結親会社である当社に大きな迷惑をかけると、一人思い悩み、いわば歪んだ責任感から、ハイテクリースや当社に影響が生じないように、隠蔽を行おうとしたものであります。

他社で明るみとなった一連のコンプライアンス違反事例が示すまでもなく、隠蔽工作が露見したときに会社のレピュテーション(評判・信用)に与えるダメージを考えれば、コンプライアンス違反が明らかとなった場合には直ちに開示をするべきであります。坂本氏にはこのような世間の常識=コンプライアンス意識が欠如し、「隠すことが会社のためになる」との誤った理解をもって、本件不適切な会計処理を行ったものであります。

### **個人的及び組織的な着服の有無**

なお不適切な会計処理による個人的および組織的な金銭の着服は認められませんでした。

## **3 発見出来なかった理由と事務処理ミスが発生した理由**

### **(1) 発見出来なかった理由**

#### **日特グループのコーポレートガバナンスの欠如**

ハイテクリースの前代表取締役は、当社の連結子会社でありながら、当社の傘下で収益を上げることを良しとせず、外部からの利益を求めると共に、リース事業とは関連性のない不動産取得費用貸付等のファイナンスも行っておりました。

当社は、ハイテクリースが計画した利益を達成していたことから、特に改善の指示をしておりませんでした。

まさしく日特グループのコーポレートガバナンスの欠如といわざるを得ません。



## ハイテクリース取締役会の機能不全

取締役会は形式的であり、親会社から派遣された取締役も名目的なもので、監督・チェック機能が働かなかったこと等が問題と考えられます。

## 当社の連結子会社への監査等のチェック機能不足

親会社である当社による連結子会社への内部監査・チェックも機能していなかったことも一因といえます。

## 坂本氏への業務・権限の集中

ハイテクリースは株式会社ではあるものの、従業員の定着率も悪く、十分な人員の整備もままならない状態であり、坂本氏への事実上の権限及び業務が集中してしまいました。

利益の全容を知りうる立場にあったのは坂本氏一人で、前代表取締役も表現された計数は理解しても、その本質については理解していませんでした。

## 前代表取締役との関係

ハイテクリースの前代表取締役は、ある意味かなりの辣腕で、当社からの関与をさせなかった環境を作り出しておりましたことも要因の一端かと思われます。

前代表取締役が退任するまでは、坂本氏も独自の判断で当社に決算資料等を渡すことが出来ない状況でありました。

## (2) 事務処理ミスが発生した理由

### 事務担当者へのリース資産管理システム操作の教育不足

リース資産管理システムにはリース資産に関する数々の機能が附されておりますが、その一つの機能に「除却」処理があります。営業担当者は「契約登録」や「物件登録」のみ行っておりました。事務担当者は「解約・満期関連」処理は行っておりましたが、この物件登録画面における「除却」処理は行っておりませんでした。よって、当該処理に関してリース資産売却時に行わなければならない処理として教育できていなかったのが原因といえます。

### 事務担当者への会計に関する教育不足

さらに、リース資産の残価を入力しなければなりません、その残価が事務機については一律取得原価の10%が入力されていた時期も把握しております。よって、本来であればゼロが適切な残価であります、税法における残存価額(取得原価の10%)を入力

してしまったと考えられます。よって、残価に関する適切な教育がなされていなかったと考えられます。

#### 4 不適切な会計処理の発覚により変更した会計処理

##### (1) 平成 16 年 3 月期に係る配当

当社は、平成 16 年 3 月期に資本準備金を超える繰越損失を抱えることになり、コア事業の見直しを行いました。

ハイテクリースについて、平成 16 年 3 月期の決算を迎えるに当たって、当社との吸収合併や事業譲渡を検討した結果、「設立当初の目的である当社関連の建設機械・事務機器リースを中心とした規模での事業継続」をすることとしました。ハイテクリースはそれまでに 1,472 百万円もの純資産残高となっておりますが、事業戦略の見直しにより内部留保は不要であると判断し、親会社である当社に配当させることが決定されました。

当社への配当金を確定するため、平成 16 年 3 月 16 日に社長室（現経営企画室）がハイテクリースを含めた子会社の資産に関する監査を実施しました。その結果、保有不動産の評価に含み損が把握された関係で、配当財源も当該含み損を差し引いた額とし、平成 16 年 6 月の定時株主総会の承認を得て当社への配当を実施しました。

その際、ハイテクリースには配当相当額の現金預金が存在しなかったため、当社から借入を行い、配当の支払いを実施しました。

今回の不適切な会計処理により計算書類等の修正を要することになり、当時のハイテクリースには配当可能利益がなく、配当に関する利益処分案の承認決議は法令違反の無効な決議となり、当該配当は違法配当（いわゆる、蝸配当）となります。

そこで、この場合、配当を受けた株主は会社に対して不当利得返還義務を負うこととなります（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 30 条・民法 703 条、会社法 462 条 1 項参照）。この場合、無効であるのは配当額全体であって、配当可能利益を超える部分だけに限定されません。なお、この不当利得返還義務は、配当を受けた当時に発生することになります。

そこで、当社としては、平成 16 年 9 月期に遡って受取配当金を返還する処理をする必要が生じることとなります。ただし、連結財務諸表上では、この配当の戻しによる損益への影響はありませんが、当該配当が無効になることにより、当社としては当時支払った仮払源泉税、ハイテクリースとしては預かり源泉税が未払税金、未収税金となり、それに伴う延滞金、還付加算金が発生しました。

## (2) 保養所施設に対しての減損

ハイテクリースは保養所としてリゾートマンションを保有しておりました。貸借対照表上は、取得原価で計上しておりましたが、今回の不適切な会計処理により、福利厚生施設は早期売却物件となった関係で、早期売却価額まで減損処理することとしました。よって、約 19 百万円の減損損失を追加で計上いたしました。

## (3) 役員退職慰労引当金の取り消し

当社及び連結子会社は、当該不適切な会計処理が発覚する前の平成 19 年 3 月期に役員退職慰労引当金として、連結財務諸表で 397 百万円、財務諸表で 388 百万円計上しておりました。

しかしながら、今回の不適切な会計処理の発覚に伴い、役員退職慰労引当金を取り消すことにしました。

## 第 4 会計に関する最終報告

本報告書「第 2 - 1 - (4)」の手続きにより調査を行った結果、以下のとおり報告いたします。

### 1 ハイテクリース

#### (1) インタビュー結果

坂本氏、現代表取締役、前代表取締役のインタビューにおいて、坂本氏のみが不適切な会計処理に関与していた事実が確認されました。

#### (2) 会計帳簿の収集、分析及びリース資産管理台帳の収集分析

収集、分析結果は本報告書「第 3」に記載された内容が確認されました。

#### (3) 坂本氏のメールの分析

ハイテクリースは、当社と切り離された別のネットワークを構築しており、構築業者に送受信記録等の採取を依頼しましたが、接続装置が古く採取の手段がないことが判明したため記録取得作業を断念しました。

### 2 緑興産

#### (1) 会計帳簿の収集、分析

会計帳簿の収集、分析の結果、不適切な会計処理は見受けられませんでした。

### 3 結論

上記の結果、連結財務諸表、財務諸表に与える影響額は添付資料のとおりであります。添付資料(17頁)の内容及び会計監査再監査を受けており、適正な連結財務諸表、財務諸表に訂正されております。

## 第5 関係者の処分

社内調査委員会は、この度の不適切な会計処理の発覚により失った社会の信頼を取り戻すためには、関与者を厳正に処分することは勿論のこととして、経営トップが、過年度にわたる不正を発見することができなかった経営責任を明確にすることにより、自らの襟を正し、コンプライアンス重視の姿勢を示して内部統制の基礎的要素である統制環境を再構築することが、もっとも重要であると考えました。このような基本的な考え方から、社内調査委員会は、本報告書「第3-1-(3)」及び「第3-2」のとおり、不適切な会計処理の関与者、並びに不適切な会計処理の発生原因及び動機が明らかとなったことを踏まえ、関係者の処分について、以下を相当とします。

### 1 処分案

#### (1) 関与者の処分

この度の不適切な会計処理を単独で行ったハイテクリース取締役(当時)坂本氏については、取締役を解任の上、懲戒解雇とするのを相当とします。

なお、坂本氏は、すでに、平成19年6月30日付けで取締役を解任の上、懲戒解雇となっております。

#### (2) ハイテクリース役員監督・監視・監査責任

本件は坂本氏が単独で行ったものでありますが、会社の管理監督上の責任及び監査上の責任を明らかにするため、ハイテクリースの代表取締役(当時)樋口順一氏に対し、辞任と退社を勧奨するのを相当とします。また、その他の全取締役及び監査役に対しても、辞任を勧奨するのを相当とします。

なお、樋口氏は、平成19年7月11日付けで代表取締役を辞任の上、退職しております。また、その他の全取締役及び監査役も、同日付で辞任しております。

#### (3) 親会社である当社役員監督・監視・監査責任について

本件は、当社が組織ぐるみで行ったものではなく、連結子会社の取締役が単独で行っ

た不祥事ではありますが、もとより、企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ内部統制）を構築することは当社取締役の責任であり、これを監査するのが監査役の責任であります。そこで、かかる観点からの経営責任を明確化するため、以下の区分に従って、処分するのを相当とします。

#### **代表取締役社長（当時） 梶守宏氏**

当初、梶氏の代表取締役の退任に伴い、退職慰労金を贈呈し、相談役に就任する予定でありましたが、今期の退職慰労金の贈呈は取りやめ、相談役就任の辞退を勧奨することを相当とします。

なお、当社は、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 60 期定時株主総会において、第 3 号議案「退任取締役に退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」を撤回し、また、梶氏は、自らの申し出により、相談役就任を辞退しております。

#### **常務取締役経営企画室担当（当時） 藤井輝彦**

当初、藤井は代表取締役に就任する予定でしたが、これを取りやめ、取締役に降格するのを相当とします。加えて、下記 に従い、月額報酬の一部減額を実施するのを相当とします。

なお、同人は、自らの申し出により、平成 19 年 6 月 28 日付けで、代表取締役の就任を辞退し、取締役に降格しております。

#### **常務取締役管理本部長（当時） 緑川精一**

当初、緑川は代表取締役に就任予定でしたが、これをとりやめるのを相当とします。加えて、下記 に従い、月額報酬の一部減額を実施するのを相当とします。

なお、同人は、自らの申し出により、代表取締役の就任を辞退しております。

#### **その他の取締役及び監査役を含めた全役員の月額報酬の一部減額**

最後に、当社役員の連結子会社に対する監督・監視・監査責任を明らかにするため、全役員について、以下の区分に従い、月額報酬の一部減額を実施することを相当とします。

役 職	減額・返還額	期 間	管理監督責任
常務取締役経営企画室担当	30%	3ヶ月	グループ会社の管理監督責任
常務取締役管理本部長	20%	3ヶ月	決算報告書の作成責任
その他の取締役及び監査役	10%	3ヶ月	取締役及び監査役の管理監督責任

#### (4) すでに当社グループを退社した役員に対する責任追及

上記役員のほか、すでに当社グループを退社しましたが、本件不適切な会計処理が行われた平成8年以降当時に当社及びハイテクリースの役員であった者に対しても、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律78条・改正前商法266条又は会社法423条に基づいて役員責任を追及することが考えられます。

しかしながら、このような旧役員の責任が認められるためには、会社に損害が発生していなければならないところ、現時点においては、本件不適切な会計処理に起因した損害の発生を認めることができません。すなわち、本件不適切な会計処理によっても、当社及びハイテクリースを含めたグループ会社の財産が流出したわけではありません。勿論、今回の社内調査に従事した役職員の人件費や調査を優先的に行ったために通常業務が滞ったであろうことも損害と言えなくはございませんが、仮に裁判となった場合に、これらが因果関係ある損害と認められるか否かについては、外部アドバイザーである三井法律事務所から、立証に相応の困難を伴うとの指摘を受けております。

さらに、旧役員に対する責任追及を行うか否かを検討するにあたっては、法的責任が認められるか否かの観点以外にも、仮に法的責任が認められるとしても、回収可能性や回収コスト（時間と費用）から、提訴等の手続きを行うことが相当といえるか否かの観点からの検討も行わなければなりません（会社法施行規則218条3号参照）。この点、上記のとおり、損害額の立証が困難な中で、時間と費用をかけてまで責任追及のための手続を進めることは、現時点では、当社の企業価値の維持・向上のためにプラスになるとは言い難いものと考えます。

そこで、社内調査委員会は、上記(1)のとおり、関与者の処分が厳正に行われ、上記(2)(3)のとおり、現在の役員が、自ら襟を正すために経営責任を取ることを表明することとの引き換えに、すでに当社グループを退社した役員に対する責任追及を行うことは不相当と考えます。

## 2 今後のスケジュール

上記処分案につきましては、今後、取締役会より、外部調査委員会にその妥当性を諮問することになります。その後、取締役会は、外部調査委員会の答申を最大限尊重して、最終の処分を決定することになります。

## 第6 再発防止策（改善措置）

社内調査委員会は、「第3」のとおり明らかとなった不適切な会計処理の内容並びに発生原因及び発見出来なかった理由を踏まえ、以下のとおり、再発防止策（改善措置）を策定します。

### 1 再発防止策（改善措置）の内容

当社は、内部統制システム、特に子会社の管理体制の強化充実に努める必要があると考えております。

具体的には、以下の(1)乃至(7)の具体的な施策を行う必要があります。

#### (1) 会社の内部監査強化

当社及びその子会社の内部監査を実効ある監査にするため、外部アドバイザーの指導のもと、当社の監査部の体制を強化し、監査役会、会計監査人とのさらなる連携を行い、組織的・計画的な監査を実施する必要があります。

#### (2) グループ会社を含めたヘルプラインの構築

当社で構築したヘルプラインシステム（内部通報制度）をすべての子会社まで範囲を広げ運用していく必要があります。

#### (3) 子会社に派遣している役員に親会社取締役会への報告徹底

当社が子会社に派遣している取締役、監査役に取締役会での報告・審議内容について当社取締役会に報告させることで管理体制を強化し、子会社のコーポレートガバナンスを確立する必要があります。

#### (4) ITを含めた業務処理統制の確立

金融商品取引法で規制される、いわゆる J-SOX に対応して外部コンサルタントの支援を受け内部統制の見直しを行っておりますが、この見直し、検討をさらに厳格に行い、連結子会社の管理体制も含め、適切な内部統制を構築していく必要があります。

#### (5) 従業員に対する教育訓練の実施

当社が開催する社内研修会などに、子会社の従業員を参加させて、コンプライアンス意識の向上及び、業務知識の向上についての教育訓練を行う必要があります。

#### (6) 当社と子会社のコミュニケーション強化

子会社の事業計画決定の過程において、当社との間で内部環境、外部環境の分析について十分な議論を重ね、合理的かつ納得感のある計画を編成します。

業績の進捗状況については子会社からの報告のみに依拠することなく、その状況について分析及び改善策を子会社と協議する体制を構築し、親子会社間のコミュニケーションの活性化を図る必要があります。

#### (7) コンプライアンス指針と遵守運用の強化

平成 15 年 11 月に当社にコンプライアンス委員会を設置して活動をしてまいりましたが、子会社を含めた遵守運用が不十分であったと考えられます。

コンプライアンス指針及びコンプライアンスマニュアルに基づきグループ会社を網羅して従業員の再教育を行い、監査部のモニタリング機能を強化してその遵守運用状況を監視し、その監査結果については定期的に取り締役に報告する体制を構築する必要があります。

## 2 今後のスケジュール

上記の再発防止策につきましても、今後、取締役会より、外部調査委員会にその妥当性を諮問することになります。

その後、取締役会は、外部調査委員会の答申を最大限尊重して、再発防止策の実施を決定し、実施することになります。

具体的には、経営企画室で「改善スケジュール表」を作成し、同スケジュール表に基づいて点検・監視し、その報告をもとに取り締役会で進捗状況を管理する必要があります。

また、今後、二度とこのような事態が発生しないよう、内部統制システムの強化とコンプライアンスに対する役員及び全従業員の意識改革を最重要課題として健全な経営を行い、適正な会計処理及び適切な適時開示が行えるよう万全を期し、株主及び投資家の皆様並びに一般消費者の皆様、各取引先業者様等への信頼の回復に努めて行く必要があります。

また、子会社全てを含むコンプライアンスの周知徹底と、コーポレートガバナンス強化を基本方針として、『新生 日特建設株式会社』として再生するために過去との決別を断行し、役員及び従業員一丸となった経営努力を推し進め、企業価値の向上に努めて行く必要があります。

以 上



添付資料

報告済連結財務諸表

(単位：百万円)

区 分	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
受注高	103,089	85,164	81,477	77,548	68,402	67,423
売上高	115,652	87,756	80,970	77,334	72,172	69,197
営業利益	4,612	2,471	2,575	1,988	1,801	1,597
経常利益	4,053	2,038	2,091	1,421	1,037	1,080
税金等調整前当期純損益	2,731	1,129	382	899	5,245	613
当期純損益	288	3,337	6,127	508	6,262	476
総資産	110,019	88,517	77,786	72,585	57,355	54,414
純資産	16,259	13,461	7,709	8,284	5,001	5,200

訂正後連結財務諸表

(単位：百万円)

区 分	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
受注高	103,089	85,164	81,236	77,298	68,402	67,423
売上高	115,652	87,756	80,728	77,084	72,172	69,197
営業利益	4,612	2,286	2,246	1,881	1,821	1,692
経常利益	4,053	1,853	1,762	1,314	1,057	1,175
税金等調整前当期純損益	2,307	1,314	53	791	5,225	1,022
当期純損益	51	3,522	6,456	405	6,248	864
総資産	109,595	87,907	76,848	71,744	56,541	53,621
純資産	15,919	12,852	6,771	7,242	3,973	4,561

影響額

(単位：百万円)

区 分	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
受注高	-	-	241	250	-	-
売上高	-	-	241	250	-	-
営業利益	-	184	328	107	19	94
経常利益	-	184	328	107	19	94
税金等調整前当期純損益	424	184	328	107	19	409
当期純損益	339	184	328	103	14	388
総資産	424	609	938	841	813	793
純資産	339	609	938	1,041	1,027	638

報告済財務諸表（個別）

(単位：百万円)

区 分				平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
受注高				76,051	67,498	66,455
売上高				76,030	71,076	68,230
営業利益				1,756	1,657	1,485
経常利益				2,328	941	1,005
税金等調整前当期純損益				1,920	5,026	524
当期純損益				1,593	6,076	424
総資産				69,823	55,158	52,933
純資産				7,728	4,629	4,774

訂正後財務諸表（個別）

(単位：百万円)

区 分				平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
受注高				76,051	67,498	66,455
売上高				76,030	71,076	68,230
営業利益				1,756	1,657	1,545
経常利益				1,528	941	1,065
税金等調整前当期純損益				1,120	5,026	912
当期純損益				793	6,087	789
総資産				69,823	55,158	52,933
純資産				6,928	3,819	4,328

影響額（個別）

(単位：百万円)

区 分				平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
受注高				-	-	-
売上高				-	-	-
営業利益				-	-	59
経常利益				800	-	59
税金等調整前当期純損益				800	-	388
当期純損益				800	10	364
総資産				-	-	-
純資産				800	810	445